

## 中央卸売市場検査実施要項

(制定：平成23年9月1日)

(最終改正：令和3年12月1日)

### 第1 趣旨

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、農林水産大臣がその職員をして中央卸売市場の開設者に対して行わせる立入検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

### 第2 検査の種類

検査を、その法的根拠、検査実施範囲及び検査実施機関により、次のとおり分類する。

#### 1 法的根拠による分類

##### 随時検査

中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために行政庁が必要であると認めるときに行う検査

#### 2 検査実施範囲による分類

##### (1) 全面検査

開設者の業務全般について行う検査

##### (2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が必要と認めた事項について行う検査

##### (3) 事後確認検査

検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

#### 3 検査実施機関による分類

##### (1) 単独検査

検査実施機関（農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という。）の区分による。）が単独で行う検査

##### (2) 合同検査

農林水産省と沖縄総合事務局が合同して行う検査

### 第3 開設者に対する検査の方法

#### 1 検査の目的

開設者に対する検査は、原則として、運営状況報告書、事業報告書の分析結果又は公益通報等により、卸売業者等の業務について業務規程（条例）等との乖離が著しい事案があるなど中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営が確保されていないと認められる場合において、当該開設者が取り組んでいる状況等を検証するために実施するものとする。

#### 2 検査の実施

##### (1) 検査基準日

検査基準日は、検査に着手した日とする。

##### (2) 検査の範囲

検査の対象期間は、原則として前事業年度の開始の日から検査基準日までとする。

##### (3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、開設者の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

##### (4) 検査提出資料の徴求

検査員は、開設者に対し別記に掲げる資料その他必要な資料の提出を求めものとする。

##### (5) 開設者の運営上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、開設者の責任者から中央卸売市場の運営上の実情及び課題について聴取し、中央卸売市場の運営に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

##### (6) 検査のチェックリスト項目等

検査の質の向上と開設者の理解の浸透を通じた改善取組の促進を図るため、検査員は、検査に際して別添の中央卸売市場開設者に係る検査実施要領に定めるチェックリスト項目等について十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

#### 3 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかになった事項について開設者の責任者から意見を聴取することとする。

#### 4 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、開設者の責任者に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、当該責任者以外の出席については、責任者の裁量と責任に委ねることをあらかじめ当該責任者に連絡しておくものとする。

#### 5 検査結果の報告

(1) 検査員は、検査を終了したときは、農林水産省協同組合等検査基本要綱別記様式2-1により、速やかに検査報告書を作成して、農林水産大臣又は沖縄総合事務局長に提出するものとする。

(2) 検査員は、検査報告書を提出するに当たっては、審査官の審査を受けなければならない。

#### 6 検査書の交付

検査書の交付は、検査・監察部長又は沖縄総合事務局長（以下「交付権者」という。）が行う。

#### 7 交付の方法

(1) 検査書の内容において中央卸売市場の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある開設者に対しては、市場長等の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者から手交するものとする。

(2) 検査・監察部長は、沖縄総合事務局長が、開設者に検査書を交付したときは、その写しの速やかな送付を求めるものとする。

(3) 検査・監察部長又は沖縄総合事務局長は、開設者に検査書を交付したときは、中央卸売市場に対する個別の指導監督の実を挙げるため、速やかにその写しを、検査・監察部長にあつては、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）及び当該開設者の所在地を管轄する地方農政局長に、沖縄総合事務局長にあつては農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に送付するものとする。

#### 8 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

## 9 事後確認検査の実施

検査を実施した開設者のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。

## 10 合同検査の実施

第2の3の(2)の合同検査の実施に当たっては、検査実施計画に当該合同検査の主体となる検査実施機関を定めるものとし、当該合同検査に係る他の検査実施機関に対する検査実施上の連絡調整に当たるものとする。

別記 検査初日に開設者から既存資料の提出を求めるもの

- 1 条例、規則、各種要綱、要領等
- 2 せり人、仲卸業者、売買参加者及び販売担当者（届け出等を行っている場合）等の名簿

(注) 1 「せり人名簿」については、登録等年月日及び卸売業者で使用している各せり人の略号等を付記したもの。

2 「仲卸業者名簿」については、商号、許可等番号、許可等年月日、現住所等を付記したもの。

3 「売買参加者名簿」については、商号、承認等番号、承認等年月日、店舗等の所在地を付記したもの。

- 3 市場見取図
- 4 その他必要な資料